

第7回官業民営化等WG資料要求項目回答資料

【国土交通省】

測量業者登録

- ・測量業登録について、登録の取り消し件数及び再登録の拒否件数について示されたい。

<回答>

1. 登録の取消しについて

- ・過去3年、登録の取り消しの実績はない。
- ・測量業者の指導育成と業界の健全な発展を図る観点から、測量法に基づく行政処分として「営業の停止処分（過去3年で128業者）」の実績はある。

2. 再登録の拒否件数について

- ・測量業登録の事務は国土交通省各地方整備局等（全国10箇所）で持参による窓口及び郵送による対応を行っているが、その対応の中で登録要件を満たしていないと判断した場合については再登録（更新登録）を拒否し、更新登録を行わない。
- ・その場合、申請者に対する事情聴取等の審査の過程で、申請者の申請の取り下げや測量法第55条の9第1項に基づく廃業届による処理がなされるのが通常であり、登録拒否の正確な件数は不明である。（廃業届及び更新切れは過去3年間で1,763業者）
- ・なお、新規の登録申請の場合も、上記と同様、申請の取り下げによる処理が通常である。

- ・測量業登録に当たり、「測量業者全般の指導監督業務を通じた情報の蓄積を踏まえた判断」により登録取り消し又は再登録の拒否が行われた具体的事例があれば示されたい。

<回答>

例えば、以下のような事例がある。

<事例1>

一般の方の相談を受けいわゆる原野商法まがいの土地の測量の勧誘をしていた測量業者登録のある会社を事情聴取したところ、測量士が別の登録会社で働いている疑義が生じた。そこで、監督処分（登録取消し又は営業停止）を視野に入れた事情聴取を行ったが、その事実関係を確認している最中に廃業届が出された。

< 事例 2 >

道路工事の測量をした会社から、隣接工区の測量をした会社の測量士が実際に受注した会社の測量士ではなかった旨の通報があったため、この工区を受注した会社に対して情報収集を行ったところ、この測量士はこの工事限定で他社から出向していたことが判明した。そこで、測量業務請負会社及び出向元の会社の両者に対して監督処分（登録取消し又は営業停止）を視野に入れた事情聴取を行ったが、その最中に両者から廃業届が出された。

< 事例 3 >

業界団体から、倒産のため会員を脱退した会社がある旨の情報を受けたため、その測量業者に対して事情聴取をしたところ、負債等の資産整理をしている最中であり、更に関連する測量会社も近々に会社整理を行う旨の情報が得られた。その後、両者から廃業届が出された。

< 事例 4 >

測量業者登録情報を閲覧した人物から、掲載されている測量士は既に別会社にいる旨の主張がなされ、この情報に基づき事情聴取をした結果、ある営業所の測量士が既に死亡しており代替りの測量士を探していることが判明したため、このような理由でも登録の要件が失われていることになることを説明したところ、その測量業者から測量法第 5 5 条の 7 第 1 項に基づく変更登録の申請（営業所の廃止届）が出された。

< 事例 5 >

測量業者からの再登録（更新登録）の申請に対する審査を実施中、その測量業者に測量を頼んだものの成果図面が正確でなかった旨の相談を受けた。そこで、再登録（更新登録）の審査において測量士の設置状況について特に慎重にチェックしたところ、測量士である役員が既にその会社を辞めていたことが確認されたため、その測量業者に対して事情聴取を行った。その結果、その測量業者は測量士を置いておらず、下請業者の測量士が実際の業務を行っていることが判明した。その後、その測量業者から再登録（更新登録）の申請の取り下げ及び廃業届が出された。

< 事例 6 >

測量法第 5 5 条の 8 に基づき測量業者が毎年提出する財務報告書について、ある測量業者がほとんど業務実績がないのにも関わらず財務報告の完成測量高を水増して提出している疑いがあるとの通報が匿名でなされた。その後、その測量業者からの再登録（更新登録）の申請がなされたので、再登録（更新登録）の審査の際に財務報告書を特に慎重にチェックした。その結果、資本金や従業員数と完成測量高との関係に不自然な点が認められたので財務報告書に関して事情聴取を行ったが、事実関係を確認している最中にその測量業者から再登録（更新登録）の申請の取り下げ及び廃業届が出された。

・当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

< 回答 >

測量は、境界確定等を通じて国土の利用及び開発の基礎となるとともに、公共工作物等を造営するための基礎となるものとして、国民の生命及び財産と直接関連する極めて公共性・公益性の高い業務であり、公正性と正確性が強く求められるものである。このため、測量法は、測量業の適正な運営と不良不適格業者の排除を図る観点から、測量業の登録制度を設け、登録を受けない者による測量業の営業を禁止するとともに、測量業者の業務の規制、監督処分等に関する規定を置いている。これらの事務の執行に当たっては、事案の内容に応じた行政判断が必要とされることは当然のことであり、これらの事務は民間に委ねることができる性格のものではない。

また、これらの事務は、例えば日常の情報収集の蓄積が登録時の不良不適格業者の円滑な発見に資する、登録時の調査が他の違法事案の発見に資する等、相互に密接に関連しており、さらに、日常の業務を通して得られるそれらの情報は必ずしも確実なものとは限らず真偽不明なものもあり、またその量も膨大であるため、これらの情報をすべて民間に提供することは現実的ではない。したがって、測量法を所管する国土交通大臣がこれらの事務を一体として行ってはじめて、適切かつ効率的に実施されるものである。